

別記様式第4号

農 第 832 号
浜 鳥 協 第 18 号
令和5年9月28日

島根県知事 丸山 達也 殿

浜田市長 久保田 章市

浜田市殿町1番地
浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会
会長 佐々木 規雄

令和2年度～令和4年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

令和2年度～令和4年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

浜田市において有害鳥獣による農作物被害は、営農意欲の低下や耕作放棄地の増加の一要因となっている。特にイノシシについては、近年、生息範囲が市街地まで広がり、それに伴う農作物被害も甚大であることから、広域的な防護柵の設置や効率的な捕獲による個体数の減少に取り組んでいる。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

防護柵の設置が進んでいる地域においては一定の効果がみられ、捕獲技術の向上により捕獲頭数も増加傾向にある。しかし、イノシシの生息範囲は年々拡大しており、対策が進んでいない新たな地域で農作物被害が発生している。

また、捕獲班員の高齢化や後継者不足など捕獲に従事する者の体制も不十分であり、目標未達成の原因と考えられる。

3 実績及び改善計画

別紙のとおり

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入／支出×100 とする
3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

引き続き広域的な防護柵の設置を進める。具体的には、これまでに防護柵を設置した位置を GIS 等にて「見える化」し、対策の進んでいない地域に対して設置を推進する。防護柵設置後は継続した維持管理を指導するなど、住民の自衛意識を高め、地域ぐるみの鳥獣被害防止活動を推進する。

また、捕獲従事者を確保するため、狩猟免許取得者への支援や、集落単位での捕獲檻購入の支援をするなどして捕獲活動が行える体制づくりを推進する。

5 改善計画を実施するための推進体制

浜田市有害鳥獣捕獲対策協議会の構成員である浜田市猟友会、島根県農業協同組合いわみ中央地区本部、石見森林組合、島根農業共済組合石見支所、鳥獣保護員、被害地区住民代表者、鳥獣加工処理団体と連携協力し、島根県西部農林水産振興センターの助言のもと取り組む。